

# 国際化対応を目的とした新設高校における教育目標設定の経緯と論点

—東京都立国際高等学校開設当時の議論に焦点を当てて—

常葉大学 羽田野真帆

筑波大学 菊地かおり

兵庫教育大学 坂口真康

常葉大学 鎌田公寿

東海大学 藤井大亮

【キーワード】国際化, 臨時教育審議会答申, 新国際学校, 新しいタイプの高校 (高等学校), 学校教育目標

## 1 問題の所在と研究の目的

本稿の目的は、1980年代後半に国際化への対応を目的として東京都に新設された高等学校に着目し、国や都による国際化対応の教育政策が、学校レベルでいかに具現化されていったのかを明らかにすることである。

教育における国際化への対応は、中曽根康弘首相(当時)の諮問を受けて1984(昭和59)年に設置された臨時教育審議会(以下、「臨教審」)において中心的課題の一つとして議論されたテーマである。「世界の中の日本人」の育成が目標として掲げられる中で、具体施策として提起されたのが、「国際化時代の新しい教育計画・方法等の研究開発・普及を図るため、帰国子女、外国人子女、一般の日本人子女が共に学ぶ初等または中等の学校(新国際学校)の設置を図る」ことであった。本稿では、この新国際学校構想に着目する。

「世界の中の日本人」というフレーズに象徴されるように、日本における国際化対応の教育政策は一貫して日本人の教育に主眼がおかれてきた<sup>(1)</sup>。しかし新国際学校のように、外国籍生徒を含む多様なバックグラウンドの生徒がいる場合、「日本人の教育」を前提として教育活動をおこなうことは難しい。これまで、国際化やグローバル化への対応を目的とした教育政策において日本人の育成が前提とされていることの矛盾は指摘されてきたが、その教育政策が学校レベルでどのように具現化されてきたのかという点については十分に検討されてこなかった。本稿は、新国際学校構想の具現化プロセスに注目することで、この点を検討しようとするものである。

具体的な分析の対象となるのは、学校教育目標の策定プロセスである。学校の教育目標を分析することで、「ナショナルなレベル」において法的に規定された教育目的、教育目標が「個々の学校のレベルにおいてはどのように受け止められ、(略)現実にどのような形で設定しなおされ」ているのかを解明することが可能となる<sup>(2)</sup>。多様なバックグラウンドの生徒がいるという実情に合わせて学校教育目標が設定される際、日本人の育成を前提とした国レベルの教育政策はどのように受け止められ、設定しなおされているのだろうか。

この問いについて明らかにするために本稿では、1989(平成元)年に開校した東京都立国際高等学校(以下、「都立国際高校」)を取り上げる<sup>(3)</sup>。同校は、新国際学校の一つとして位置づけられてきた学校である<sup>(4)(5)(6)</sup>。同校開校の経緯と学校教育目標の策定プロセスを分析することで、臨教審で提起された新国際学校構想がどのように具現化されていったのかを検討する。

## 2 研究課題と研究方法

### (1) 研究課題の設定と論文の構成

上記の目的を達成するために、2つの作業課題を設定する。

課題1：都立国際高校設立の経緯と背景を整理する。

課題2：都立国際高校における学校教育目標策定のプロセスを明らかにする。

課題1に関しては、臨教審(国レベル)と東京都教育委員会(東京都レベル)の議論が同時期に進行していたことから、両者の関係性を整理し、東京都の政策である都立国際高校の開校が、臨教審の議論に先行するかたちで進められたものであることを指摘する(第3節)。課題2に関しては、学校教育目標の策定プロセスを検討し、都レベルでの議論が学校レベルでどのように具体化されていったのかを明らかにする(第4節)。

### (2) 研究方法

本稿では、政策文書ならびに都立国際高校の開校に関わる資料の分析をおこなう。用いるのは、以下の①～③である(①②の各資料の発行年は、次頁の表1を参照)。

①臨教審答申にかかる一連の資料(審議経過の概要ならびに四次にわたる答申)

②東京都教育委員会(以下、「都教委」)関係資料<sup>(7)</sup>

A：国際高等学校基本構想検討委員会『東京都立国際高等学校(仮称)基本構想検討内容について一報告書』(以下、『基本構想報告書』)

B：東京都立国際高等学校(仮称)教育課程検討委員会『東京都立国際高等学校(仮称)教育課程等の検討内容について一報告書』(以下、『教育課程報告書(I)』)

C：東京都立国際高等学校(仮称)教育課程検討委員会『東京都立国際高等学校(仮称)教育課程等の検討内容について(II)一報告書』(以下、『教育課程報告書(II)』)

③都立国際高校が所蔵する開設準備関連資料

なお③は、2018年10月5日に実施した、都立国際高校での資料調査にて確認された資料である。紙ファイルに綴じられて保管されていたものを、2018年11月30日、2019年3月6日に閲覧の上、記録した。本稿では、このうち教育目標の策定に関わる資料を分析対象としている。

## 3 東京都立国際高校設立の経緯と臨教審答申との関係

### (1) 東京都立国際高校設立の経緯

本項ではまず、①『基本構想報告書』『教育課程報告書(I)』『教育課程報告書(II)』に基づいて、都立国際高校設立の経緯について確認する。その上で、②都教委での検討時期と臨教審での検討過程を時系列に整理し、同校開設に向けて検討がなされていた同時期に、臨教審の議論がおこなわれていたことを確認する。

#### ①東京都教育委員会における都立国際高校開設に向けた議論

都立国際高校の開校のきっかけとなったのは、1983(昭和58)年7月に都教委(教育庁内)に「高等学校教育改善推進本部」が設置されたことである。そこでは「高等学校教育の改善と充実のための諸施策」が「多角的かつ総合的に検討」され、「その一環として、時代と社会の進展に即応する新しいタイプの高等学校が構想され」た。その一つとして「国際都市東京の特性を生かし、国際化時代に対応できる豊かな国際感覚と優れた外国語能力を身に付けた有為な人材を育成する国

際高等学校の設置について検討」が重ねられ、1985(昭和60)年5月、高等学校教育改善推進本部は、「国際高等学校基本構想検討委員会」を設置する<sup>(8)</sup>。

同委員会では「国際高等学校の理念と目的、教育課程の編成方針、施設・設備及び人事の基本計画等について検討され」、1986(昭和61)年3月、その内容が報告された(『基本構想報告書』)。次いで同年5月には「東京都立国際高等学校(仮称)教育課程検討委員会」が設置される。そこでは「教育課程及び教育内容について検討され」、翌年3月に第一次の検討内容がまとめられている(『教育課程報告書(I)』)。これを引き継ぐかたちで設置された第二次の教育課程検討委員会においてさらなる検討がなされ、1988(昭和63)年3月にその内容が報告された(『教育課程報告書(II)』)<sup>(9)</sup>。

以上が都教委における都立国際高校開校に向けたプロセスである。その後、1988(昭和63)年4月に、「設立国際高校開設準備室」が設置され、一年間の準備期間を経て、1989(平成元)年4月に都立国際高校は開校を迎えた。

## ②臨時教育審議会の審議過程との対比

上述の通り、東京都では1983年頃から「国際化時代に対応した人材を育成するための高等学校の設置」が検討されていたが、1984年に設置された臨教審においても教育における国際化への対応が議論されていた。都立国際高校設立までの経緯と、臨教審の審議過程を時系列に整理したのが表1である。

表1. 臨教審の審議過程と東京都立国際高等学校開校までの経緯

年月日	臨教審	東京都
1983(昭和58)年7月		東京都教育委員会 「高等学校教育改善推進本部」の設置
1984(昭和59)年8月7日	臨時教育審議会設置法案成立 (中曽根康弘内閣)	
1984(昭和59)年11月14日	『審議経過の概要(その1)』	
1985(昭和60)年4月24日	『審議経過の概要(その2)』	
1985(昭和60)年5月		「国際高等学校基本構想検討委員会」を設置(基本構想部会、教育課程作業部会、施設・設備等作業部会)
1985(昭和60)年6月26日	『教育改革に関する第一次答申』	
1986(昭和61)年1月22日	『審議経過の概要(その3)』	
1986(昭和61)年3月		国際高等学校基本構想検討委員会 『東京都立国際高等学校(仮称)基本構想検討内容について一報告書一』
1986(昭和61)年4月23日	『教育改革に関する第二次答申』	
1986(昭和61)年5月		「東京都立国際高等学校(仮称)教育課程検討委員会」の設置(第一次)
1987(昭和62)年1月23日	『審議経過の概要(その4)』	
1987(昭和62)年3月		東京都立国際高等学校(仮称)教育課程検討委員会 『東京都立国際高等学校(仮称)教育課程等の検討内容について一報告書一』(第一次)
1987(昭和62)年4月1日	『教育改革に関する第三次答申』	
1987(昭和62)年5月		「東京都立国際高等学校(仮称)教育課程検討委員会」の設置(第二次)
1987(昭和62)年8月7日	『教育改革に関する第四次答申(最終答申)』	
1988(昭和63)年3月		東京都立国際高等学校(仮称)教育課程検討委員会 『東京都立国際高等学校(仮称)教育課程等の検討内容について(II)一報告書一』(第二次)

(出典：国際高等学校基本構想検討委員会『基本構想調査』に基づき、筆者作成)

これを見ると、臨教審での審議過程と都教委での都立国際高校開校までの議論のプロセスが、時期的に重複していることが分かる。ただし、都立国際高校の開校と関連付けられてきた「新国際学校」の議論が登場するのは審議過程の後半である(表1の網掛け部分)。この点について、さらに次項で検討する。

## (2) 東京都立国際高校設置の理由

本項では『基本構想報告書』で述べられている都立国際高校設置の理由に着目し、①臨教審における新国際学校構想との接点、②東京都の国際化を踏まえた高等学校改革、という2点から整理する。

### ①臨時教育審議会における新国際学校構想との接点

臨教審において初めて新国際学校設置の構想が示されるのは、『審議経過の概要(その4)』(1987(昭和62)年1月23日)においてである。そこでは、「主として帰国子女や外国人子女を受け入れるような初等又は中等の学校」を「新国際学校」と呼び、その設置の推進が検討されている<sup>(10)</sup>。具体的には、「新国際学校は、帰国子女、外国人子女および日本人子女をおおむね3分の1程度ずつ受け入れる学校教育法第1条に定める(略)高等学校とし、帰国子女・外国人子女の受入れのための教育計画・方法・教材などの研究開発やその成果の普及を行う実験校としての性格を有するもの」とされた。

構想段階であった新国際学校の設置は、その約2か月後の『教育改革に関する第三次答申』(1987(昭和62)年4月1日)において明記された。具体的には、「異なるものへの関心と寛容—国際的に開かれた学校—<sup>(11)</sup>」という項目において、新国際学校の設置を図ることが打ち出され、「国際化時代の新しい教育計画・方法等の研究開発・普及を図る」ことをそのねらいとして挙げている。『教育改革に関する第四次答申(最終答申)』(1987(昭和62)年8月7日)においては、「国際化時代の新しい教育計画・方法等の研究開発・普及を図るため、帰国子女、外国人子女、一般の日本人子女が共に学ぶ初等または中等の学校(新国際学校)の設置を図る」と改めて明記された<sup>(12)</sup>。

一方、都教委のもとに設置された国際高等学校基本構想検討委員会では、臨教審において提起された新国際学校構想を先取りするかたちで議論が進められていた。『基本構想報告書』においては新国際学校という言葉は用いられていないが、「第1 国際高等学校の基本構想」の「I 設置の理由」の3番目に挙げられている「3 海外帰国生徒及び在京外国人子女等の教育の改善と充実」において、新国際学校構想と同じような方向性が示されている<sup>(13)</sup>。そこでは、「近年においては我が国の高等学校への入学を希望する帰国生徒が増加し、その受け入れ体制の拡充と整備が必要となっている。(略)また、在京外国人子女や海外からの留学生の教育についても適切な対応が必要となっている」という認識が示され、「II 理念・目的」においては、「3 国際交流及び国際協調のための実践的行動力の育成」のもとに、「帰国生徒や在京外国人子女に対する教育の推進、海外への留学生の派遣、地域の青少年・成人に対する国際理解の推進等を通して、国際交流及び協調のための実践的態度や行動力を育成する」ことが掲げられている。

第1節で述べたように都立国際高校は、先行研究において、臨教審で提起された新国際学校構想を受けて設置された学校と位置づけられてきた。しかし、臨教審の議論と報告書が出された時期を照らし合わせると、実際は『基本構想報告書』が約10か月先行しており、臨教審での提言は東京都における国際高校設置の動きを見据えたかたちで打ち出されたと考えられる。



## ②東京都の国際化を踏まえた高等学校改革

臨教審の議論との接点がみられる一方で、国際高等学校基本構想検討委員会の『基本構想報告書』では東京都の国際化を踏まえた高等学校改革が重視されているといえる。「第1 国際高等学校の基本構想」の「I 設置の理由」においては、2点目に「2 東京の特性を生かした特色ある学校教育の創造」が挙げられている<sup>(14)</sup>。ここでは、「国際都市東京の特性を十分に生かした教育を推進するために、豊かな国際感覚と優れた外国語能力を身に付けた生徒を育成する国際高等学校の創設が各方面から期待されている」と述べている。さらに、「特に、この国際高等学校は、すべての高等学校に対し、国際理解と国際協調のための多様な教育情報を提供する中心的な役割を果たす学校となることが要望されている」とし、東京都の国際化をけん引する高等学校としての役割が期待されていたことが読み取れる。

加えて、「I 設置の理由」の1点目では、「1 国際化時代に対応する高等学校教育の推進」が挙げられており、より広い文脈からの意義づけもなされている。具体的には、諸外国との交流や相互依存関係の一層の緊密化、諸国民相互の理解と協力の必要性、日本人が国際社会で担う役割と責任の増大といった認識がみられる。このような状況において、「すべての高等学校において国際化時代に対応し、国際理解と国際協調のための充実した教育を推進し、国際性豊かな生徒を育成することが必要となっている」としている<sup>(15)</sup>。

このように、都立国際高校の設置は、臨教審における新国際学校構想との接点がみられつつも、それ以上に、東京都の国際化を踏まえた高等学校改革の必要性や国際化時代という時代状況を背景に、その設置の必要性が認識されていたといえる。

## (3) 高校教育の多様化政策における位置づけ

以上に示したような都立国際高校開校の経緯は、日本の高校教育改革としてすすめられた多様化政策の文脈に位置づけることができる。飯田浩之<sup>(16)</sup>によると、1966(昭和41)年の中央教育審議会答申「後期中等教育の拡充整備について」に見られる高校教育の多様化という方向性は、1970年代、1980年代へと引き継がれたが、1980年代の政策を通じた高校教育の多様化は、「それまでとは比べものにならないほど多岐にわたるものであった」という<sup>(17)</sup>。都立国際高校では入学定員の一定数を海外帰国生徒と在京外国人生徒対象としているが、このような取り組みも多様化政策の中で可能になったと言えるだろう。

さらに、高校の多様化に関わる具体的な政策案が、国からではなく地方自治体から発信されたということも本節の議論を裏付けるものである。横井敏郎<sup>(18)</sup>は、「今日の高校教育改革につながる政策的起点」として1970年代後半をおき、その具体的な契機として、1979(昭和54)年に出された都道府県教育長協議会高校問題プロジェクトチームの報告書を挙げている。1974(昭和49)年に高校進学率が90%を越え、「高校教育改革政策は人材需要を直接に反映させようとする論理から、ほとんどすべての子どもが通う国民教育機関として高校を捉え、「個人の特性」(1971答申)に応じた高校教育を生みだすための多様化の論理に転換」したが、当時「具体的な多様化政策は国からは出されず、現場をもつ地方の側から提案が出されることになった」。「それを実際に検討、提案し、取りまとめたのが、都道府県教育長協議会高校問題プロジェクトチームであった」という。そして、「同チーム報告書で示された政策ツール(新しいタイプの高校)は、その後のわが国高校教育改革政策に取り入れられ、実現されていく」こととなる<sup>(19)</sup>。都立高校改善推進政策の一環

として設置された都立国際高校は、「国際都市東京」という地域特性を活かした「新しいタイプの高校」であり、それゆえに「在京外国人子女の教育」という地域課題を反映させることができた  
と解釈することができる。

以上を踏まえると都立国際高校は、1980年代に急速に進められた高校の多様化政策と、国際化  
対応の教育政策という2つの潮流が重なるところに開校した学校であるということが分かる。

#### 4 都立国際高校における学校教育目標策定のプロセスの分析

本節では、開校前年度となる1988(昭和63)年度に設置された都立国際高校設立準備室の資料を  
もとに、同校の学校目標策定プロセスについて分析する。

##### (1) 学校教育目標策定の手順

学校教育目標の策定は設立準備室のメンバーが最初期に取り組んだ作業の1つである。具体的  
には、『基本構想報告書』で示された「理念・目的」——「人間性豊かな生徒の育成」「国際社会  
において信頼と尊敬が得られる人間の育成」「国際交流及び国際協調のための実践的行動力の育  
成」の3点——を、学校の教育目標としてどのように具体化するかということが検討された。

資料に記載された日付や打ち合わせ議事録に基づいて整理すると、教育目標の策定は以下のよ  
うな手順で取り組まれたことが分かる。「教育目標」の記述が最初に登場するのは4月6日午後  
の打ち合わせ議事録である。ここでは『基本構想報告書』で示された「理念・目的」の内容が検討  
されている。翌週月曜日の4月11日には、準備室のメンバーがそれぞれの案を持ち寄り、お互い  
の案を検討した記録が残っている。さらに同日午後の打ち合わせ議事録では、各メンバーの案に  
基づいて校長、教頭が最終案をまとめていくことが確認されている。実際に、4月13日付の教頭  
案と、これを修正するかたちで作成された校長案が資料として残っている<sup>(20)</sup>。校長案としてまと  
められた教育目標が、1988(昭和63)年8月13日の日本経済新聞<sup>(21)</sup>で紹介されているものと同じで  
あることから、これを最終案と判断してよいだろう。以上を踏まえると、4月前半の約2週間で学  
校教育目標がまとめられたことが分かる。

##### (2) 策定過程における参照資料

『基本構想報告書』で示された「理念・目的」を学校教育目標として具体化する際に、準備室の  
メンバーは2つの資料を参照していたようである。1つは、『基本構想報告書』で示された「教育  
課程編成の基本方針」(以下、「基本方針」)である。これは、「豊かな国際感覚と優れた外国語能力を  
高める」「我が国の文化・伝統等を尊重し、継承する態度を育てる」「生徒の個性や能力を伸長する  
教育を進める」「特色のある教育活動を通して生徒の総合的な思考力等を養う」「充実した学校生  
活の実現を図る」「生涯にわたって意欲的に学び続ける人間を育てる」「体力の向上や健康・安全の  
保持増進を図る」の7項目で構成されている。教育課程は、都立国際高校の「理念・目的」を  
実現するために編成されるものであり、上記の7項目はその方針を示したものであることから、学  
校教育目標策定の際に参照されるのは当然と言えよう。なお、4月11日の打ち合わせにおいて準  
備室のメンバーが提出した案が検討されているが、一部の教員は教育目標の文面と「基本方針」  
の項目との対応関係を明示しており、4月13日以降の教頭案、校長案へと集約されていく段階  
においてもその形式は維持されていた。

興味深いのは、策定過程で参照されていたもう一つの資料である。前項で述べたように4月6

日の打ち合わせ議事録には『基本構想報告書』の「理念・目的」について検討した記録が残っている。焦点となったのは「基本方針」の第1項の文中に登場する「豊かな国際感覚」とは具体的にどのようなものか、という点である。打ち合わせでは、「国際性」の多義性を踏まえ、「都の定義」に従うことが提案されているが、「都の定義」に対応するものとして示されているのが、「国際理解教育」ユネスコの提言とそれに基づく目標構造」という資料であった。

開設準備室の資料がまとめられたファイルには、昭和62年6月17日付けの「国際理解教育」と題されたA4用紙1枚の資料が残っている。これは「1. 時代背景」「2. 教育に求められる国際性」「3. 国際理解教育の目標構造」という3つの項目についてまとめたものであるが、「2」において、74年ユネスコ勧告（「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告」）の「Ⅲ 指導原則」で示された7項目の内容が挙げられている。さらに、「3」では「総括目標」として「第1 人権の尊重」「第2 他国文化の理解」「第3 世界連帯意識の育成」が、「指導目標」として「1) 相互依存関係の理解と連帯・協力の精神」「2) 異文化理解の推進」「3) 交信能力の育成」「4) 発表力の育成」「5) 個の確立の指導」の5項目が挙げられている<sup>(22)(23)</sup>。教育目標の検討の過程においては「1」の内容が2項目に分けられ全6項目となっているが、上述した「基本方針」の7項目に加えて、この6項目との対応関係についても留意しながら教育目標の文案が検討されていた。

なお、この資料の作成者や出典は明らかではないが、「都の定義」として参照されていることや、資料に記された日付が「東京都立国際高等学校(仮称)教育課程検討委員会」の開催期間中であることから、同委員会の参考資料として配布されたものと推察される。国際化対応の教育政策という文脈に照らせば、都立国際高校開設のプロセスにおいて74年ユネスコ勧告が参照されていたということは重要なポイントである。この点については最終節で考察する。

### (3) 「理念・目的」の具体化プロセスにおける変更点

最後に、『基本構想報告書』の「理念・目的」が教育目標として具体化された際に、変更が加えられた点を指摘する。学校教育目標の策定プロセスは、①準備室メンバー案、②教頭案、③校長案と3つの段階を経ており、その過程では多くの修正や改訂がなされているが、ここでは「国際化対応の教育政策」の具体化という論点と関わって注目すべき2点について議論する。

表2. 「教育・理念」「教育課程編成の基本方針」と教育目標の比較対照表<sup>(24)</sup>

基本構想報告書 「理念・目的」	教育目標	基本構想報告書 「教育課程編成の基本方針」	ユネスコの理論
	国際感覚を身につけ、世界の人々から信頼され、尊敬される生徒の育成を目指す。そのため次の教育目標を設定する。		
1 人間性豊かな生徒の育成	1. 豊かな人間性を養い、主体的に考え、創造性に富んだ個性の伸長を図る。	③個性や能力を伸長する教育を進める ④特色ある教育活動 ⑤充実した学校生活の実現	(6) 個の確立
2 国際社会において信頼と尊敬が得られる人間の育成	2. 日本の文化・伝統を理解し、尊重する態度を養うとともに、異なる国、民族、文化を理解し、尊敬し、共に生きる姿勢を育成する。	②我が国の文化	(1) 相互依存関係 (2) 異文化理解 (3) 連帯協力
3 国際交流及び国際協調のための実践的行動力の育成	3. 心身を鍛え、積極的に国際社会で行動する意欲を持った人材を育成する。	①優れた外国語能力を養う ⑥意欲的に学び続ける ⑦体力の向上や健康・安全の保持増進	(4) 交信能力の育成 (5) 発表力の育成

1点目は、教育目標の構造化についてである。表2は、校長がまとめた最終案の資料に基づいて作成したものであるが、この表を見ると、「理念・目的」の「2」に掲げられていた「国際社会において信頼と尊敬が得られる人間の育成」に対応する文章が、3つの教育目標の上位に置かれていることが分かる。つまり、教育目標に掲げられている「豊かな人間性」や「主体的に考える力」、「創造性に富んだ個性」、「日本の文化・伝統」とともに「異なる文化」を理解すること、そして「国際社会で行動する意欲」等は、「国際感覚を身につけ、世界の人々から信頼され、尊敬される生徒」を構成する具体的な要素として位置付けられていると解釈することができる。

なお、4月13日時点の教頭案では、「世界の人々から信頼され、尊敬される生徒」の部分が「世界を舞台として行動する生徒」となっており、「教育・理念」の「3」の内容が採用されていた。この冒頭部分については、さらなる検討を提案する書き込みが残っているものの、その後の経緯を示す資料は残っていない。そのため、どのような理由で校長案(最終案)の文言が採用されたのかは明らかではないが、「国際化時代に対応した人材の育成」を目的として設置された都立国際高校において、国際協調を重視した「世界の人々から信頼され、尊敬されること」が教育理念の中心におかれていることは注目すべき点である。

次に注目するのが、教育目標の「2」の文言が生徒の多様性を前提とした表現に変更されているという点である。『基本構想報告書』では、3つの「理念・目的」についてそれぞれ具体的な内容が文章で説明されているが、2点目については文中に「我が国及び諸外国の伝統や文化等に対する理解を深め、かつ尊重する態度を養う」という文言が含まれている。さらに、「基本方針」には上記の内容に対応する項目として、「豊かな国際感覚と優れた外国語能力を高める」「我が国の文化・伝統等を尊重し、継承する態度を育てる」という2項目があり、これらの内容に基づいて教育目標の「2」は作成されている。ここで指摘したいのは、上記の「基本方針」では「我が国の文化・伝統等を尊重し、継承する」とされている部分が、教育目標では「日本の文化・伝統を理解し、尊重する態度を養う」という表現に修正されていることである(下線部引用者)。4月11日時点の開設準備室メンバー案の時点で、ある教員が「日本の文化・伝統」という表現を用いていた。さらに4月13日の教頭案で、「尊重し、継承する」という表現が「理解し、尊重する」という表現に変更されている。

この背景には、都立国際高校が在京外国人生徒や帰国生徒を受け入れることを前提としていることが挙げられる。打ち合わせ議事録を見ると、多様なバックグラウンドを持った生徒の入学を念頭において、校則や制服をはじめとする様々な論点が議論されていた。具体的な生徒像を想定して学校目標を検討しているからこそ、生徒たちにとって「我が国」として想起される国家が日本に限られないことや、彼らを日本文化の継承者として自明視することの困難性が意識されたのだと推察される。その結果として、『基本構想報告書』の「基本方針」では「日本人」が前提とされていたのに対して、教育目標では多様なアイデンティティを持つ生徒を想定した表現に修正されたのだと解釈することができる。

## 5 結論と今後の課題

本稿では、国際化対応の教育政策として提起された新国際学校構想が学校レベルでいかに具現化されてきたのかを明らかにするために、1980年代後半の都立国際高校の開校に関わる議論に着



目し、同校設立の経緯と学校教育目標の策定プロセスを分析した。本研究において明らかになったのは、以下の3点である。

第一に、都立国際高校の設置が臨教審に先立って議論されていたことから、臨教審での新国際学校構想が東京都における国際高校設置の動きを見据えたかたちで打ち出されたということが示唆された。「臨教審の新国際学校構想を受けて都立国際高校が設立された」という従来の通説の背後には、国レベルの政策が都道府県に示され、それが個々の学校での教育実践として具体化されるという直線的な影響関係を前提とする認識枠組みがあることが考えられる。しかし高校の多様化政策研究が指摘しているように、国家と地方自治体の関係が常にトップダウンの関係にあるわけではない。国際化対応の教育政策について、その具現化のプロセスを明らかにする意義は、このような自明視された認識枠組みを相対化することにもあると言えよう。

第二に、都立国際高校開設をめぐる議論において74年ユネスコ勧告が参照されていたことが明らかになった。日本の国際化対応の教育政策について、ユネスコとの関わりを中心に成立過程を分析した嶺井は、日本の国際理解教育が、74年ユネスコ勧告とは異なる日本独自のものとして成立したことを指摘している<sup>(25)</sup>。嶺井が分析対象としているのは国レベルの教育政策であり、具体的に言及しているのは1974(昭和49)年の中教審答申「教育・学術・文化における国際交流について(答申)」である。これに対して本研究では、都レベルや学校レベルの議論において、74年ユネスコ勧告が直接的に参照されていたことを明らかにした。

このことは本研究の第三の知見とも関連している。本稿では都教委レベルでまとめられた「理念・目的」が学校の教育目標として具体化される過程において、国際協調に重点を置いた構造化がなされていたこと、そして、多様な生徒の存在を前提とした表現に修正されたことを指摘した。嶺井は、日本の国際理解教育の独自性として、「国民的自覚」「自国の文化と伝統を知る」ことが強調されている点を挙げている<sup>(26)</sup>。『基本構想報告書』の内容にもこの2点を指摘することはできるが、多様な生徒の姿を前提とした学校レベルの議論においてはこの2点が相対化されていることが明らかになった。

本稿では都立国際高校の教育目標に焦点をあてたが、教育政策の具現化のプロセスを明らかにするためには、教育課程編成や各科目の授業計画等についても検討する必要がある。また開校から30年以上が経過しており、開校当時とは社会状況も変化している。それに応じて国や東京都も新たな教育政策を展開しており、都立国際高校の教育課程も開校当時から改訂が重ねられていることから、その変遷についても研究対象とすべきであろう。これらについては、今後の課題としたい。

#### 【注】

- (1) 菊地かおり・鎌田公寿・羽田野真帆・坂口真康・藤井大亮, 2021, 「国際化・グローバル化対応の教育政策にみる目指す人物像の変遷——後期中等教育に関わる議論を手がかりに——」『国際教育評論』第17巻, pp.1-15.
- (2) 上滝考治郎, 1978, 「教育目標をめぐる問題」上滝考治郎・山村賢明・藤枝静正『日本の学校教育目標』ぎょうせい, p.24.
- (3) 本稿で学校名を明記することについて、都立国際高校の学校長ならびに東京都教育委員会の許可を得ている。
- (4) 中西晃, 1989, 「新国際学校構想と課題」, 日本音響学会『日本音響学会誌』第45巻3号, pp.229-235.
- (5) 溝口悦子, 2005, 「新国際学校の卒業生追跡調査からみた教育効果の検証」『日本教育学会大会研究発表要項』

- 64, pp.190-191.
- (6) 管見の限り、先行研究において新国際学校として名前が挙げられているのは、1991(平成3)年に大阪府箕面市に開校した千里国際学園(現「関西学院千里国際」)と都立国際高校のみである。文部科学省による「今後の高校教育の在り方に関するヒアリング」(第1回, 2010(平成22)年11月9日開催)の議事録には、関西学院千里国際中等部・高等部校長(当時)による以下の発言が記録されている。  
「(略)それを、新国際学校と読んでいます。上の三者(帰国生, 外国籍生徒, 日本人生徒)と一緒に学ぶ学校という意味です。(略)私たちは、これによってできた学校なのです。このときの臨教審の答申です。新国際学校の第1号は都立国際高校です。」([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kaikaku/arikata/detail/1301463.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/arikata/detail/1301463.htm), 2021年3月26日最終閲覧, 括弧内は引用者による)
- (7) 資料の入手にあたっては、東京都教育委員会に開示請求をおこなった。その際、各委員会の議事録についても開示請求をおこなったが、「請求にかかる公文書は現に保有しておらず、存在しない」という回答であった。
- (8) 『基本構想報告書』「はじめに」より
- (9) 『教育課程報告書(Ⅰ)(Ⅱ)』「はじめに」より
- (10) 臨時教育審議会『審議経過の概要(その4)』, pp.130-131
- (11) 臨時教育審議会『教育改革に関する第三次答申』, p.70
- (12) 臨時教育審議会『教育改革に関する第四次答申(最終答申)』, p.29
- (13) 『基本構想報告書』, pp.1-2
- (14) 同上, p.1
- (15) 同上, p.1
- (16) 飯田浩之, 1992, 「新制高等学校の理念と実際」, 門脇厚司・飯田浩之編『高等学校の社会史——新制高校の〈予期せぬ帰結〉』東信堂, pp.3-70.
- (17) 飯田前掲書, p.60
- (18) 横井敏郎, 2009, 「高校教育改革政策の論理とその課題」国立教育政策研究所『国立教育政策研究所紀要』第138集, pp.53-63.
- (19) 横井前掲書, p.54
- (20) 校長案の右上には日付が記載されているが、「63.4.1」までは読み取れるものの、最後の一文字が不鮮明のため、正確な作成日は不明である。
- (21) 「来春開校の都立高校, 国際教育のパイオニアに——感性と語学力を磨く(教育)」(1988年8月13日付, 日本経済新聞朝刊, 21面)。
- (22) 「3. 国際理解教育の目標構造」の出典は不明である。
- (23) 注(21)の新聞記事内では、都立国際高校における「指導の柱」としてこの5項目が言及されているが、ここでは以下の文言に修正されている。「(1)世界の各国家, 民族が相互依存関係にあることの理解と連帯感の育成」「(2)自国認識に立った異文化理解とその尊重」「(3)相互理解に重点を置いた外国語教育の充実」「(4)コミュニケーション能力の育成」「(5)個の確立と個性の尊重」
- (24) 手書きの校長案をもとに作成。原本では「教育課程編成の基本方針」と「ユネスコの理論」が1列にまとめられていたが、便宜上、ここでは2列に分けている。また、原本では「教育課程編成の基本方針」7項目のうち①～⑥までしか書かれていなかったが、⑦は教頭案から校長案に改訂される過程で抜け落ちたと思われる。
- (25) 嶺井明子, 2004, 「国際化対応の教育政策の成立過程に関する一考察——国際理解教育政策の転換・変容に焦点をあてて」日本教育政策学会『日本教育政策学会年報』第11巻, pp.116-130.
- (26) 嶺井前掲書, p.128

【付記】本研究は、JSPS 科研費 JP18K02408 の助成を受けたものです。

【謝辞】本稿の作成にあたり、東京都立国際高等学校の米村珠子校長を始め、同校の先生方に多大なるご協力をいただきました。また、本稿で用いた資料の収集にあたっては、小川玲氏、岡村拳氏の協力を得ました。ここに記して感謝いたします。